

報告第22号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

令和2年9月23日提出

五島市長 野口市太郎

1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
五 島 市	— (△3.93)	— (△9.67)	5.7	12.6
早期健全化基準 (財政再生基準)	12.70 (20.00)	17.70 (30.00)	25.0 (35.0)	350.0 (—)

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、算定結果がマイナスとなったので「—」と表示する。参考までに算定数値を（ ）内に記した。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
交通船事業特別会計	—
下水道事業特別会計	—
公設小売市場事業特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—

備考 資金の不足額がないため、資金不足比率は、数値なし。

3 監査委員の意見 別紙のとおり



2五監第366号

令和2年9月3日

五島市長 野口 市太郎 様

五島市監査委員 橋本 平馬

五島市監査委員 神之浦 伊佐男



令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その意見書を提出します。

令和元年度五島市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の基準

この審査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項）及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

第3 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

第5 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、その内容を聴取し、必要に応じ関係部課長等の説明を受けて、その計数の正確性を審査した。

第6 審査の主な実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局
- 2 日 程 令和2年8月5日から同月31日まで

第7 審査の結果

審査の結果は、次に述べるとおりであり、令和元年度五島市健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率は正確に算定されていると認めた。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和元年度	平成30年度	前年度比較 (ポイント)	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (△3.93)	— (△3.78)	— (△0.15)	12.70	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (△9.67)	— (△9.89)	— (0.22)	17.70	30.0
実 質 公 債 費 率 比	5.7	5.4	0.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	12.6	— (△2.9)	15.5	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、算定結果がマイナスとなったので「—」と表示するが、参考までに算定数値を（ ）内に記した。

ア 実質赤字比率について

実質収支が黒字であるため実質赤字比率は発生せず、良好な状態にある。なお、算定数値は△3.93%で、前年度と比較すると0.15ポイント改善している。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質収支が黒字であるため連結実質赤字比率は発生せず、良好な状態にある。なお、算定数値は△9.67%で、前年度と比較すると0.22ポイント悪化している。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は5.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にある。なお、前年度と比較すると0.3ポイント悪化している。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は12.6%で、早期健全化基準の350.0%を下回っていることから良好な状態にある。なお、前年度と比較すると15.5ポイント悪化している。

(2) 資金不足比率

いずれの会計においても資金不足がないため資金不足比率は発生せず、良好な状態にある。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和元年度	平成30年度	
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	
交通船事業特別会計	—	—	
公設小売市場事業特別会計	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 全会計において資金不足が生じていないので「—」と表示する。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項はない。